

石川県公報

平成 24 年 3 月 27 日

第 1 2 4 7 8 号 (火曜日)

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示	
退職した石川県監査委員の住所及び氏名 (財 政 課)	1
石川県監査委員の選任 (同)	1
指定代理納付者の指定 (県民交流課)	1
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し (長寿社会課)	2
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力の停止 (同)	2
介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の取消し (同)	3
介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の全部の効力の停止 (同)	3
越前加賀海岸国定公園の特別地域の区域の変更 (自然環境課)	3
越前加賀海岸国定公園の海域公園地区の指定 (同)	4
自然公園施設の使用期間の変更 (同)	4
保安林の指定予定 (森林管理課)	4
県道の区域の変更 (道路整備課)	4
県道の供用の開始 (同)	5
公 告	
特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	6
特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (同)	7
大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	7
土地改良区の役員退任公告 (経営対策課)	8
土地改良区の役員就任公告 (同)	8
土地改良区の定款変更認可公告 (同)	9
土地改良区の清算人就任公告 (同)	9
県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (同)	9
経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公告 (監 理 課)	10
選挙管理委員会	
政治団体の届出の公表	11
政治団体の届出事項の異動の届出の公表	11
政治団体の解散の届出の公表	12
資金管理団体でなくなった旨の届出の公表	13
個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設の異動の報告	13

告 示

石川県告示第137号

平成24年3月23日付けで退職した石川県監査委員の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

小松市大領中町2丁目507番地 藤井 義弘

白山市美川浜町471番地3 米光 正次

石川県告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、平成24年3月24日石川県監査委員を次のとおり選任した。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県議会議員のうちから選任した者

鹿島郡中能登町久江へ部33番地 山田 省悟

金沢市泉1丁目6番14号 盛本 芳久

石川県告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、同項に規定する指定代理納付者（以下「指

定代理納付者」という。)を次のとおり指定した。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定代理納付者の商号及び本店の所在地
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
ふるさと石川応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
V I S A
M a s t e r C a r d
A m e r i c a n E x p r e s s
D i n e r s C l u b
- 4 指定代理納付者の指定期間及び歳入を代理納付させる期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日

石川県告示第140号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	取 消 年月日	サービ スの種 類
1770103719	株式会社 ジェー ・ティ・ピー	清水の里デイサービスセンター福久みずき館 金沢市荒屋町1丁目32番地	平成24年 3月26日	通所介護
1771300595	"	清水の里ヘルパーステーション三日市しらゆり館 野々市市北西部土地区画整理事業施行地内49街区1	"	訪問介護
"	"	清水の里デイサービスセンター三日市しらゆり館 野々市市北西部土地区画整理事業施行地内49街区1	"	通所介護
1771700364	"	能登 清水の里 穴水 鳳珠郡穴水町宇加川イ142番地	"	特定施設入居 者生活介護

石川県告示第141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定の全部の効力を停止した。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定の全部の効力を 停止した期間	サービ スの種 類
1770103115	株式会社 清泉の 宿	清泉デイサービスセンター田上本館 金沢市田上第5土地区画整理事業施行 地区39街区8-2	平成24年3月26日から 同年9月25日まで	通所介護
1771700364	株式会社 ジェー ・ティ・ピー	清水の里ヘルパーステーション穴水 鳳珠郡穴水町宇加川イ142番地	"	訪問介護

1770103768	"	清水の里デイサービスセンター朝霧台 1号館 金沢市田上本町52街区16	"	通所介護
------------	---	---	---	------

石川県告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	取 消 年月日	サービ スの 種 類
1770103719	株式会社 ジェー ・ティ・ピー	清水の里デイサービスセンター福久みずき館 金沢市荒屋町1丁目32番地	平成24年 3月26日	介護予防通所 介護
1771300595	"	清水の里ヘルパーステーション三日市しらゆり館 野々市市北西部土地区画整理事業施行地内49街区1	"	介護予防訪問 介護
"	"	清水の里デイサービスセンター三日市しらゆり館 野々市市北西部土地区画整理事業施行地内49街区1	"	介護予防通所 介護
1771700364	"	能登 清水の里 穴水 鳳珠郡穴水町宇加川142番地	"	介護予防特定 施設入居者生 活介護

石川県告示第143号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定の全部の効力を停止した。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定の全部の効力を 停止した期間	サービ スの 種 類
1770103115	株式会社 清泉の 宿	清泉デイサービスセンター田上本館 金沢市田上第5土地区画整理事業施行 地区39街区8-2	平成24年3月26日から 同年9月25日まで	介護予防通所 介護
1771700364	株式会社 ジェー ・ティ・ピー	清水の里ヘルパーステーション穴水 鳳珠郡穴水町宇加川142番地	"	介護予防訪問 介護
1770103768	"	清水の里デイサービスセンター朝霧台 1号館 金沢市田上本町52街区16	"	介護予防通所 介護

石川県告示第144号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により、越前加賀海岸国定公園の特別地域の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、石川県環境部自然環境課及び加賀市役所に備え付けて縦覧に供する。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 特別地域に次の区域を追加する。
加賀市橋立町の一部

2 特別地域から次の区域を削除する。

加賀市新保町の一部

石川県告示第145号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第22条第1項の規定により、越前加賀海岸国定公園の海域公園地区を次のとおり指定した。

なお、その関係図面は、石川県環境部自然環境課及び加賀市役所に備え付けて縦覧に供する。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	位 置
加賀海岸（片野、黒崎及び橋立）海域公園地区	加賀市片野町、黒崎町及び橋立町の地先

石川県告示第146号

石川県自然公園施設条例（昭和43年石川県条例第13号）第9条第1項に規定する自然公園施設の使用期間について、平成24年における使用期間を次のとおり変更する。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

自 然 公 園 施 設 の 名 称	変 更 後 の 使 用 期 間
南竜山荘	7月1日から10月15日まで

石川県告示第147号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所
輪島市深見町ソ9、甲レ76

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年3月27日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
新保矢田野線	下記区間を道路区域から除外する。			南加賀土木総合事務所維持管理課
	小松市額見町10番地先から 小松市額見町な132番4地先まで		9.00～23.50 412.8	
"	下記区間を道路区域に編入する。			"
	小松市額見町9番3地先から 小松市額見町132番5地先まで		16.00～34.50 484.9	
"	小松市四丁町口1番55地先から 小松市四丁町ろ12番2地先まで	旧	9.36～22.50 116.5	"
		新	16.05～29.50 116.5	
金沢小松線	小松市北浅井町ほ5番1地先から 小松市北浅井町と7番地先まで	旧	10.00～18.20 496.2	"
		新	13.00～28.00 496.2	
八日市松任停車場線	下記区間を道路区域から除外する。			石川土木総合事務所維持管理課
	白山市西新町209番1地先から 白山市旭町イ部214番地先まで		60.40～86.30 102.0	
三日市松任線	白山市殿町48番1地先から 白山市西新町155番2地先まで	旧	9.30～23.50 357.5	"
		新	9.30～45.90 357.5	
滝又三井線	輪島市三井町興徳寺八字5番1地先から 輪島市三井町興徳寺八字4番1地先まで	旧	4.65～5.85 85.0	奥能登土木総合事務所維持管理課
		新	4.65～14.10 85.0	
"	輪島市三井町興徳寺九字38番1地先から 輪島市三井町長沢イ29番1地先まで	旧	4.55～10.95 250.0	"
		新	4.55～34.45 250.0	
"	輪島市三井町長沢壱字20番4地先から 輪島市三井町長沢壱字20番1地先まで	旧	5.65～8.10 12.1	"
		新	8.30～8.65 12.1	
池田江崎線	輪島市門前町南ツ14番1地先から 輪島市門前町南子17番・19番甲合併地先まで	旧	4.10～9.70 70.00	"
		新	6.20～9.70 70.00	
穴水劔地線	鳳珠郡穴水町字大町四59番1地先から 鳳珠郡穴水町字大町ヨ5番3地先まで	旧	6.60～11.40 99.2	"
		新	6.60～14.00 99.2	
"	鳳珠郡穴水町字大町ヨ127番6地先から 鳳珠郡穴水町字大町ヨ137番1地先まで	旧	6.60～6.80 136.0	"
		新	7.00～18.20 136.0	
輪島富来線	輪島市門前町二又川壱七10番1地先から 輪島市門前町二又川壱七10番1地先まで	旧	4.30～5.60 60.0	"
		新	4.90～27.50 60.0	
"	輪島市門前町二又川壱七8番1地先から 輪島市門前町二又川壱七6番1地先まで	旧	5.50～13.35 82.5	"
		新	6.75～24.05 82.5	
"	輪島市門前町二又川壱八10番地先から 輪島市門前町二又川弐七23番1地先まで	旧	5.05～15.00 104.2	"
		新	6.70～19.30 104.2	

石川県告示第149号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
 なお、その関係図面は、平成24年3月27日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
新保 矢田野線	小松市額見町9番3地先から 小松市額見町な132番5地先まで	平成24年3月27日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
"	小松市四丁町口1番55地先から 小松市四丁町ろ12番2地先まで	"	"
金沢小松線	小松市北浅井町ほ5番1地先から 小松市北浅井町と7番地先まで	"	"
八日市松任 停車場線	白山市中町38番1地先から 白山市西新町209番1地先まで	"	石川土木 総合事務所 維持管理課
三日市 松任線	白山市殿町48番1地先から 白山市西新町155番2地先まで	"	"
滝又三井線	輪島市三井町興徳寺八字5番1地先から 輪島市三井町興徳寺八字4番1地先まで	"	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
"	輪島市三井町興徳寺九字38番1地先から 輪島市三井町長沢イ29番1地先まで	"	"
"	輪島市三井町長沢壱字20番4地先から 輪島市三井町長沢壱字20番1地先まで	"	"
池田江崎線	輪島市門前町南ツ14番1地先から 輪島市門前町南子17番・19番甲合併地先まで	"	"
穴水劔地線	鳳珠郡穴水町字大町四59番1地先から 鳳珠郡穴水町字大町ヨ5番3地先まで	"	"
"	鳳珠郡穴水町字大町ヨ127番6地先から 鳳珠郡穴水町字大町ヨ137番1地先まで	"	"
輪島富来線	輪島市門前町二又川壱 七10番1地先から 輪島市門前町二又川壱 七10番1地先まで	"	"
"	輪島市門前町二又川壱 七8番1地先から 輪島市門前町二又川壱 七6番1地先まで	"	"
"	輪島市門前町二又川壱 八10番地先から 輪島市門前町二又川弐七23番1地先まで	"	"

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成24年3月13日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 防災ネットワークみらい
- 3 代表者の氏名
久藤 茂

4 主たる事務所の所在地

加賀市大聖寺木呂場町4番地

5 定款に記載された目的

この法人は、災害時あるいは救急時のICT（情報通信技術）を活用した情報伝達や活動のあり方を研究し、平常時に国民一人ひとりに対する防災及び救出・救護に係る知識を普及・啓発することで、安全・安心の社会を実現し、もって、わが国の発展に寄与することを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成24年3月13日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 グローバルハートスペース

3 代表者の氏名

ガユーナ 亜弥迦

4 主たる事務所の所在地

野々市市新庄二丁目327番地

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、人道・自立支援に関する事業、世界平和並びに社会奉仕・人道支援の啓発及び推進に関する事業、日本と世界各国との協働・交流の推進に関する事業等、人々がそれぞれ生きる喜びを見つけ、人とのつながりを実感し、そして心豊かな生活を実現し、その上で世界の一員として国際人道支援をはじめとした社会奉仕活動に対する意識を深め、また実践していく社会をつくるための、「心のつながり」を活動指針とした各種事業を行い、世界平和の推進と国際協力を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成24年3月16日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 サポートステーションWakuWaku

3 代表者の氏名

勝田 ゆかり

4 主たる事務所の所在地

金沢市長土堀2丁目2番20号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者の自立支援に関する事業を行うことにより、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

近岡ショッピングタウン

金沢市近岡町358-1番ほか42筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐車場の位置、駐車場の自動車の出入口の位置の変更

公告日 平成23年11月18日

3 市町村の意見の概要

市町村名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年3月27日から同年4月27日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

穴水ショッピングセンターパルス

石川県鳳珠郡穴水町此木1字2番ほか168筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成23年11月18日

3 市町村の意見の概要

市町村名 穴水町

意見の概要 特になし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年3月27日から同年4月27日まで

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

花園土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	穴 田 善 五	金沢市岸川町チ11番地1	平成23年3月31日

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

花園土地改良区

職名	氏名	住所	就任年月日
理事	北村 進	金沢市岸川町チ14番地	平成24年2月26日

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
菅谷土地改良区	平成24年3月19日

土地改良区の清算人就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨の届出があった。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

門前農地開発土地改良区

氏名	住所	就任年月日
谷内 憲二	輪島市門前町原への77番地	平成24年2月14日
木場 六一郎	金沢市弥生一丁目33番13号	〃
大門 太一	輪島市門前町荒屋二の76番地	〃
高 幸基	〃 門前町貝吹口の38番地	〃
皆川 隆夫	〃 門前町宮古場り部167番地	〃
垣内 正三	〃 門前町西円山13の129番地	〃
林 イサ	〃 門前町浦上117の51番地	〃
竹島 和男	〃 門前町浦上58の21番地	〃
宮本 正樹	〃 門前町浦上55の79番甲地	〃
岡山 繁	〃 門前町浦上46の9・10乙合併番地	〃
中村 隆一	〃 門前町南力の11番地	〃
中山 ふみえ	〃 門前町大切14の24番地	〃
判田 良樹	〃 門前町山是清24の5番地	〃

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成24年3月28日から同年4月25日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
下井田地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	中能登町農林課

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公告

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。)第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、平成24年に行う建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の26第1項の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29第1項の規定による総合評定値の請求(以下「申請」という。)の時期及び方法等に関し必要な事項を次のとおり定めた。

平成24年3月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 審査基準日

審査の基準となる日(以下「審査基準日」という。)は、平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間の決算日とする。ただし、新規設立業者で当該対象期間に決算日を有しないものの審査基準日は、個人にあっては事業開始の日、法人にあっては設立の日とする。

2 申請の時期

次に掲げる審査基準日の区分に応じ、それぞれに掲げる期間内で知事が指定する日時とする。

- (1) 平成23年10月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 平成24年4月まで
- (2) 平成23年11月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 平成24年5月まで
- (3) 平成23年12月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 平成24年6月まで
- (4) 平成24年1月1日から同年2月29日までの間に審査基準日を有するもの 平成24年7月まで
- (5) 平成24年3月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 平成24年8月まで
- (6) 平成24年4月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 平成24年9月まで
- (7) 平成24年5月1日から同年6月30日までの間に審査基準日を有するもの 平成24年10月まで
- (8) 平成24年7月1日から同年8月31日までの間に審査基準日を有するもの 平成24年11月まで
- (9) 平成24年9月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 平成24年12月まで
- (10) 特別の事由により、(1)から(9)までに掲げる申請期間内に申請することが困難な者については、随時に申請することができるものとする。

3 申請の方法等

- (1) 申請をしようとする者は、審査を希望する月の前月末日までに石川県土木部監理課建設業振興グループに往復はがきにより申し込むこと。
- (2) 4に掲げる申請書類等は、郵送による受付を行わないので、別途知事が指定する日時に指定する場所に持参すること。

4 申請書類等

(1) 申請書等及び添付書類

ア 申請書及び請求書

省令別記様式第25号の11により作成すること。

イ 添付書類

- (ア) 省令第19条の8第1項に規定する書類
- (イ) 省令第19条の5に規定する書類(総合評定値を請求する場合)
- (ウ) 石川県土木部発行の「経営規模等評価等申請の手引き」において提出を求める書類

(2) 提示書類

石川県土木部発行の「経営規模等評価等申請の手引き」において提示を求める書類

5 手数料の額及び納付方法

(1) 手数料の額

石川県手数料条例(平成12年石川県条例第7号)別表に定める額

(2) 納付方法

石川県証紙を使用料(手数料)納入票に貼付して提出のこと。

(3) 再審査に係る手数料等

法第27条の28又は省令第20条第2項に規定する再審査の申立について総合評定値の請求を行っていた者については、再審査においても総合評定値を通知することとし、(1)にかかわらず、総合評定値の請求に係る手数料は徴収しないこととする。

6 結果等の通知

経営規模等評価結果及び総合評定値の通知は、申請者あて郵送する。

7 国土交通大臣に対してする申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

2に定める期間内とする。

(2) 申請の方法

国土交通大臣が定める申請書類等を、石川県土木部監理課建設業振興グループに持参することとする。

8 問い合わせ先

石川県土木部監理課建設業振興グループ(金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号076-225-1712)

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成24年3月27日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
自由民主党石川県珠洲市第一支部	平 蔵 豊 志	板 平 一 雄	珠洲市上戸町北方2-81-1	平成24年2月7日

石川県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月27日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
自由民主党石川県遺族会支部	代 表 者	釜 谷 則 子	岩 崎 信 子	平成24年2月9日

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
石川県鍼灸マッサージ師谷本正憲後援会	主たる事務所 の所在地	金沢市西金沢3丁目 451番2号	金沢市泉野町6丁目1 番1号	平成24年2月3日
	代 表 者	常 盤 和 成	林 俊 秀	
石川県鍼灸マッサージ師政治連盟	主たる事務所 の所在地	金沢市西金沢3丁目 451番2号	金沢市泉野町6丁目1 番1号	平成24年2月3日
	代 表 者	常 盤 和 成	林 俊 秀	

谷本正憲石川県 造園緑化建設協会後援会	主たる事務 所の所在地	金沢市福増町北840番 2	金沢市上安原1丁目 245番地2	平成24年2月6日
民主珠洲	主たる事務 所の所在地	珠洲市飯田町15部61番 地1	珠洲市上戸町北方2 - 155 - 1	平成24年2月6日
未来観政経塾	主たる事務 所の所在地	珠洲市飯田町15部61番 地1	珠洲市上戸町北方2 - 155 - 1	平成24年2月6日
21世紀会	会計責任者	山内和江	藤村均	平成24年2月7日
田中ひろと後援会	会計責任者	山内和江	藤村均	平成24年2月7日
全日本不動産政治連盟 石川県本部	代表者 会計責任者	田井仁 庄田吉成	中西健 田島秀男	平成24年2月7日
二木おさむ後援会	会計責任者	石宮信一	川端徳治	平成24年2月8日
石川県失業者対策推進協議会	会計責任者	小林大助	寺本末子	平成24年2月9日
石川県獣医師政治連盟	主たる事務 所の所在地	金沢市泉2丁目15 - 37	白山市安吉町17	平成24年2月10日
	代表者	八木幸隆	大藪清範	
	会計責任者	八木幸隆	大藪清範	
坂井毅橋区後援会	代表者	池田洋二郎	池田行夫	平成24年2月13日
	会計責任者	米田満夫	池田勉	
竹内たつや後援会	代表者	竹内竜也	宮森俊秀	平成24年2月15日
政治結社北雷社加賀支部	主たる事務 所の所在地	加賀市片山津町夕42 - 2	加賀市潮津町282 - 1	平成24年2月20日
政治結社大日本天神会	代表者	北川慎一	竹内和市	平成24年2月20日
	会計責任者	北川祐里	北川慎一	
稲村たけお志雄地区後援会	会計責任者	土上猛	中谷浩之	平成24年2月21日
尾山政経懇話会	代表者	蔵角信幸	高木慶治	平成24年2月22日
	会計責任者	蔵角信幸	高木慶治	
石川県社会保険労務士 政治連盟	代表者	石川茂文	金森衛	平成24年2月22日
幸福実現党かほく後援会	政治団体 の名称	幸福実現党かほく後援 会	幸福実現党能登河北後 援会	平成24年2月28日
	主たる事務 所の所在地	河北郡津幡町字庄口73	羽咋郡宝達志水町荻市 子51 - 3	
	代表者	中村晋太郎	飯尾保富	
	会計責任者	中村晋太郎	飯尾保富	
中村いさお後援会	会計責任者	新田久美	田中勝巳	平成24年2月29日
げんの和清後援会	主たる事務 所の所在地	金沢市近岡町108番地 7	金沢市近岡町292番地 1	平成24年2月29日
大幸甚連合後援会	会計責任者	小泉彰夫	西田好宏	平成24年2月29日

石川県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月27日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	解散届受理年月日
平 田 誠 一 後 援 会	平成24年2月13日
倉満と金沢市の明るい未来を考える会	平成24年2月14日
無 量 井 次 歳 後 援 会	平成24年2月15日
山 田 憲 昭 鶴 来 町 後 援 会	平成24年2月20日
山 田 憲 昭 野 々 市 町 後 援 会	平成24年2月20日
白 山 あ ざ み 会	平成24年2月20日
中 村 一 子 後 援 会	平成24年2月21日
田 舎 会	平成24年2月21日
池 田 英 一 育 む 会	平成24年2月29日
池 田 英 一 と く べ え 会	平成24年2月29日

石川県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月27日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

資金管理団体でなくなった旨の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出受理年月日
池 田 英 一	池田英一育む会	白山市鶴来本町三丁目ヲ63番地	池 田 英 一	平成24年2月29日

石川県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設につき、次のとおり異動があった旨の報告があったので、告示する。

平成24年3月27日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(異動)

市町名	施設名	所在地	異動年月日
輪島市	新 輪島市農民研修センター301会議室	輪島市河井町20部1番地1	平成23年3月22日
	旧 輪島市農民研修センター大会議室		

